

株 主 各 位

広島県福山市箕沖町92番地
マナック株式会社
代表取締役会長 杉之原 祥二

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時00分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間「中」
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参していただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.manac-inc.co.jp/>）に修正後の内容を掲載いたします。

【新型コロナウイルス感染予防のための対応につきまして】

- ・会場内は、座席の間隔を十分にとった配置とさせていただきます。
- ・会場へご入場いただく際は、マスク着用とアルコール消毒液の使用についてご協力をお願いいたします。
- ・体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましては、会場入口付近で検温をお願いする場合や、会場へのご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

【株主説明会に関するお知らせ】

- ・昨年、定時株主総会後に開催いたしました当社の中期計画のご説明を中心とした「株主説明会」につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、今回の開催を控えさせていただきますことといたしました。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

- ・本年は、株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、米中貿易摩擦や海外の政治情勢の不安定化が継続していることに加え、新型コロナウイルスの世界的流行による世界経済の停滞等により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の下で当社グループは、国内における新規市場開拓及び既存顧客への更なる取引深耕、マナック（上海）貿易有限公司が主体となり、中国をはじめとした海外における取引顧客数の拡大にグループが一体となり積極的に取組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は9,386百万円（前期比+270百万円、3.0%増）、営業利益は522百万円（同+205百万円、65.1%増）、経常利益は630百万円（同+234百万円、59.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は403百万円（同+190百万円、89.6%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

<ファインケミカル事業>

ファインケミカル事業につきましては、中国における環境規制強化を受け、化学業界において原料調達元を中国品から国内品へ切り替える企業も多くあり、当社の電子材料製品や工業薬品の需要は好調を維持いたしました。一方で、連結子会社においては、連結範囲に含める会社数が減少したことにより、売上高は前期比で減少いたしました。

その結果、売上高は4,093百万円（前期比△178百万円、4.2%減）となりました。

<難燃剤事業>

難燃剤事業につきましては、電子材料部材や家電製品に使用されるプラスチック用難燃剤及び無機系臭化物などの需要増に対し、昨年度実施した設備増強及び生産効率化が大きく寄与したことから、売上高は前期比で増加いたしました。

その結果、売上高は4,186百万円（前期比+412百万円、10.9%増）となりました。

<ヘルスサポート事業>

ヘルスサポート事業につきましては、人工透析用原料は安定した国内需要を維持しており、売上高は前期比で増加いたしました。

その結果、売上高は1,106百万円（前期比+37百万円、3.5%増）となりました。

事業区分	売上高	構成比	増減率
ファインケミカル事業	4,093 ^{百万円}	43.6 [%]	△4.2 [%]
難燃剤事業	4,186	44.6	10.9
ヘルスサポート事業	1,106	11.8	3.5
合計	9,386	100.0	3.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は467百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、所要資金については、自己資金及びファイナンス・リースにより充当しております。

- ・当連結会計年度中に取得した主要設備
当社 福山工場 難燃剤設備
当社 福山工場 ファインケミカル関連設備
当社 全社 新規基幹システム関連設備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に特記すべき資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第72期 (2016年度)	第73期 (2017年度)	第74期 (2018年度)	第75期 (当連結会計 年度) (2019年度)
売 上 高 (百万円)	9,112	8,574	9,115	9,386
経 常 利 益 (百万円)	265	255	396	630
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	318	144	212	403
1株当たり当期純利益 (円)	39.71	17.96	26.48	49.95
総 資 産 (百万円)	12,381	12,640	12,098	12,645
純 資 産 (百万円)	9,164	9,266	9,087	9,332

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第72期 (2016年度)	第73期 (2017年度)	第74期 (2018年度)	第75期 (当事業年度) (2019年度)
売 上 高 (百万円)	6,984	6,773	7,422	8,149
経 常 利 益 (百万円)	194	241	322	610
当 期 純 利 益 (百万円)	285	142	238	419
1株当たり当期純利益 (円)	35.48	17.78	29.66	51.92
総 資 産 (百万円)	10,995	11,148	11,398	11,977
純 資 産 (百万円)	8,996	9,087	9,073	9,335

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
八幸通商株式会社	20百万円	100%	ファインケミカル事業
マナック（上海）貿易 有限公司	3,500千 人民元	100%	中国国内における化学品の輸出入業務

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的に感染拡大が続く新型コロナウイルスの収束が長引いた場合、国内経済及び世界経済に大きな影響を与える可能性があり、引き続き先行き不透明な状況が継続するものと考えられます。また、これらの状況が当社グループの業績に与える影響について、現時点、合理的に算出することは困難であると判断しております。

このような状況下において、当社グループ工場は、工場の稼働停止によりサプライチェーンが途切れないよう新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら操業を行っております。

今後につきましても、継続した成長に向け、マナック中期計画2021「Challenge for Change～変革への挑戦～」に掲げている重点施策を着実に遂行することにより、引き続き、現中期計画の最終年度である2021年の目標値達成に向けた事業運営を行ってまいります。

加えて、当社グループは企業の社会的責任を認識し、内部統制の有効性を高め、コンプライアンスの推進に努めてまいります。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成が企業においても重要な役割となっており、当社グループでは、難燃剤や抗菌剤、医薬品原薬といった製品をもって、身の回りの安全や健康に貢献しております。今後も、様々な製品の開発を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの事業及び主要製品は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
ファインケミカル事業	機能性材料及び医薬品とそれらの中間体
難燃剤事業	プラスチック用難燃剤とそれらの関連製品
ヘルスサポート事業	人工透析用原料、抗菌剤原料

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社 : 東京都中央区
大阪営業所 : 大阪市西区
福山工場 : 広島県福山市
郷分事業所 : 広島県福山市

② 子会社

八幸通商株式会社
本社 : 東京都中央区
鹿島工場 : 茨城県神栖市

マナック (上海) 貿易有限公司
本社 : 中国上海市

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファインケミカル事業	99名	1名減
難燃剤事業	38	2名増
ヘルスサポート事業	13	増減なし
全社（共通）	75	4名減
合計	225	3名減

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社において、特定の事業区分に区分できない管理部門等に所属している人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
186名	3名減	45.0歳	18.7年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

当社グループの主要な借入先及び借入額は次のとおりであります。

借入先	借入額
株式会社広島銀行	225百万円
株式会社三井住友銀行	75百万円
株式会社商工組合中央金庫	72百万円
株式会社千葉興業銀行	25百万円
株式会社りそな銀行	9百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 23,200,000株
- ② 発行済株式の総数 8,625,000株
- ③ 株主数 4,569名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一 般 財 団 法 人 松 永 財 団	1,654千株	20.4%
東 ソ 一 株 式 会 社	1,608	19.9
株 式 会 社 広 島 銀 行	322	4.0
杉 之 原 祥 二	257	3.2
株 式 会 社 合 同 資 源	200	2.5
マ ナ ッ ク 社 員 持 株 会	162	2.0
光 和 物 産 株 式 会 社	121	1.5
中 尾 薬 品 株 式 会 社	101	1.3
東 洋 証 券 株 式 会 社	100	1.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	88	1.1

- (注) 1. 当社は、自己株式を533千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	杉之原 祥 二	
代表取締役社長	村 田 耕 也	
代表取締役専務	小 林 和 正	福山総代表 兼 環境品質保証室担当 兼 製造部門関与
常 務 取 締 役	千 種 琢 也	社長室長 兼 ケミカル・ソリューション事業部関与 兼 臭素・難燃ソリューション事業部関与 兼 IOT推進担当 八幸通商株式会社 取締役
取 締 役	大 村 元 宏	管理部長 兼 マナック（上海）貿易有限公司董事長 兼 購買部担当
取 締 役	亀 崎 尊 彦	東ソー株式会社 執行役員 有機化成品事業部長 兼 企画 開発室長
取 締 役 (常勤監査等委員)	杉 之 原 誠	
取 締 役 (監査等委員)	内 海 康 仁	光和物産株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	本 田 祐 二	弁護士法人ばらのまち法律事務所 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	豊 田 基 嗣	豊田公認会計士事務所 代表 (株)ブルーフィールドコンサルティング 代表取締役 (株)サニーサイドアップ 取締役 (監査等委員) アシードホールディングス(株) 取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 亀崎尊彦氏並びに取締役 (監査等委員) 内海康仁氏、本田祐二氏及び豊田基嗣氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 豊田基嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 内海康仁氏、本田祐二氏及び豊田基嗣氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
監査等委員である取締役以外の取締役 (うち社外取締役)	8名 (2)	127百万円 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4 (3)	17 (10)
合 計 (うち社外役員)	12 (5)	145 (14)

- (注) 1. 監査等委員である取締役以外の取締役 西山孝史氏及び工藤雅之氏は、2019年6月24日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。両氏につきましては、監査等委員である取締役以外の取締役の支給人員及び支給額に含めて記載をしております。
2. 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第70回定時株主総会において年額160百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額24百万円以内と決議いただいております。また、上記年額報酬とは別枠として、2019年6月24日開催の第74回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、監査等委員である取締役以外の取締役は年額32百万円以内（うち社外取締役分160百万円以内）、監査等委員である取締役は年額480百万円以内と決議いただいております。
3. 当社は、2007年6月26日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役であった者に対する支払の時期は、取締役又は監査役であった者の退任時に支給することを決議しております。

④ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 亀崎尊彦氏は、東ソー株式会社の執行役員を兼務しております。なお、当社は同社との間に商品及び原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。
 - ・取締役（監査等委員） 内海康仁氏は、光和物産株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は同社との間に原材料等の仕入の取引関係があります。
2. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	取 締 役 会		監 査 等 委 員 会	
	出席回数 (開催回数)	出席率	出席回数 (開催回数)	出席率
取締役 亀崎尊彦	10回 (10回)	100.0%	－回 (－回)	－%
取締役 (監査等委員) 内海康仁	11 (12)	91.7	11 (12)	91.7
取締役 (監査等委員) 本田祐二	12 (12)	100.0	12 (12)	100.0
取締役 (監査等委員) 豊田基嗣	12 (12)	100.0	12 (12)	100.0

(注) 取締役 亀崎尊彦氏につきましては、2019年6月24日就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

・取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役 亀崎尊彦氏は、取締役会に出席し、客観的・中立的経営思考の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役（監査等委員）内海康仁氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、客観的・中立的な経営監視の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）本田祐二氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、客観的・中立的な経営監視の観点及び弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）豊田基嗣氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、客観的・中立的な経営監視の観点及び公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19.5百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19.5百万円

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(注) 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【1】業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役及び使用人は、社会における企業人として求められる倫理観に基づき、企業行動憲章及び倫理規程に従い、また法令及び定款を遵守し、適切な経営と業務執行を行う。
 - 2) 取締役は、重大な法令・社内規程違反や、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会又は監査等委員会に報告する。
 - 3) 業務の遂行が、法令及び定款に適合することを確保するため、監査室が内部監査を行う。
 - 4) 使用人が法令違反の疑義のある行為に気付いた場合に、直接通報を行う手段として内部通報制度を制定し運用する。
また、社外窓口として弁護士等を活用し、通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に不利益がないことを確保する。
 - 5) 監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べると共に、改善策の提示を求めることができる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役が関与する職務の執行に係る文書及び重要な情報については、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。
 - 2) 法令又は証券取引所の適時開示規則に従い、必要な情報開示を行う。
 - 3) 上記1)の文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 経営に重大な影響を与えるリスクに対処するため、予め必要な対応方針を整備し、発生したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
 - 2) リスク管理体制の対応のためリスク管理規程を定め、それに沿った運営を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役の職務執行については、取締役会規程、役員関係規程、組織規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細等について定め、効率的な職務執行を行う体制を構築する。
 - 2) 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項についての審議及び議決、並びに、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 3) また、取締役会の下に、社長が議長を務める経営戦略会議を設け、経営戦略会議規程の範囲内での審議をすることにより、効率的な職務の執行を行う。

- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 関係会社管理に関する規程に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備し指導すると共に、内部通報制度の子会社等への適用拡大を図る。
 - 2) 監査等委員会及び内部監査部門にて定期的に子会社等の業務監査を実施し、また、子会社の監査役と情報交換の場を設け、監査実施状況及びその結果は、その重要度に応じて取締役会等の所定の会議にて報告を行う。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会から求められた場合は、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲で決定する。
 - 2) 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることとし、また、当該使用人は、当社及びその子会社の業務執行に係る役職は兼務しない。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告等を行うと共に、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - 2) 監査等委員会は、内部監査部門と緊密な連携を保ち、必要に応じて当該部門及び関連部門に調査を求めることができる。
 - 3) 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見・情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人にその監査に関する報告を求める。
 - 4) 監査等委員会は、必要に応じて会社の顧問弁護士とは別に、外部のコンサルタント等を活用することができる。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① コンプライアンス及びリスク管理

当社及びその子会社の役職員に対して、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、社内グループウェアによる情報発信及びコンプライアンスハンドブック等を使用した教育の実施や内部通報制度の周知を継続実施いたしました。

また、コンプライアンス委員会を設置し、定期的に取り締役に活動内容の報告をいたしました。

② 職務の執行の適正及び効率性

取締役会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）を含む10名（うち社外取締役4名）で構成されております。取締役会においては各議案についての審議、業務執行の状況等を監督いたしました。

③ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会において定めた監査等委員会監査基準に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について書類の閲覧等を実施すると共に定期的に報告を受けました。また、会計監査人からの四半期毎の結果報告及び意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証いたしました。

④ 財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性の確保のため、内部統制の整備、運用及び評価のための計画を決定すると共に、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果を代表取締役へ報告いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨を定款に定めており、株主の皆様への利益還元を重要な資本政策の一つと位置付けております。また、利益配分につきましては、長期的観点から事業収益の拡大と株主資本利益率の向上を図ると共に、自己資本の充実と財務体質強化、株主の皆様への長期的、安定的な配当水準の維持に努めることを基本方針とし、利益配当額を決定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、財務状況並びに中期計画の達成度合いを総合的に勘案し、2020年4月23日開催の取締役会にて、1株当たり7円50銭とすることに決定いたしました。これにより、当事業年度の年間配当金は、中間配当金1株当たり2円50銭とあわせて10円となります。



- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等に記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,047,878	流 動 負 債	3,194,873
現金及び預金	1,077,066	買掛金	1,694,925
受取手形及び売掛金	3,521,882	短期借入金	389,114
金銭の信託	1,300,000	未払法人税等	89,479
商品及び製品	1,171,383	賞与引当金	149,484
仕掛品	380,999	その他	871,870
原材料及び貯蔵品	516,266	固 定 負 債	117,903
その他	83,281	長期借入金	19,530
貸倒引当金	△3,002	役員退職慰労引当金	54,729
固 定 資 産	4,597,314	その他	43,644
有形固定資産	2,468,823	負 債 合 計	3,312,776
建物及び構築物	587,094	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	518,929	株 主 資 本	9,330,911
土地	906,596	資本金	1,757,500
建設仮勘定	319,881	資本剰余金	1,953,160
その他	136,321	利益剰余金	5,840,519
無形固定資産	260,679	自己株式	△220,268
リース資産	258,068	その他の包括利益累計額	1,504
その他	2,611	その他有価証券評価差額金	6,794
投資その他の資産	1,867,810	繰延ヘッジ損益	531
投資有価証券	1,610,542	為替換算調整勘定	△5,822
繰延税金資産	97,323	純 資 産 合 計	9,332,415
その他	160,544	負 債 純 資 産 合 計	12,645,192
貸倒引当金	△600		
資 産 合 計	12,645,192		

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		9,386,634
売上原価		7,340,399
売上総利益		2,046,235
販売費及び一般管理費		1,524,138
営業利益		522,097
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	41,724	
為替差益	5,947	
成金	22,003	
その他	46,838	116,513
営業外費用		
支払利息	4,004	
その他	4,092	8,097
経常利益		630,513
特別利益		
投資有価証券売却益	7,334	7,334
特別損失		
固定資産除却損	2,644	
投資有価証券売却損	3,296	
投資有価証券評価損	92,014	
役員退職慰労金	3,000	
たな卸資産廃棄損	11,463	
損害賠償金	4,450	116,868
税金等調整前当期純利益		520,979
法人税、住民税及び事業税	140,319	
法人税等調整額	△22,685	117,634
当期純利益		403,345
親会社株主に帰属する当期純利益		403,345

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,757,500	1,947,850	5,497,568	△244,339	8,958,578
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△60,394		△60,394
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			403,345		403,345
自 己 株 式 の 取 得				△295	△295
自 己 株 式 の 処 分		5,310		24,367	29,677
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	5,310	342,951	24,071	372,332
当 期 末 残 高	1,757,500	1,953,160	5,840,519	△220,268	9,330,911

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	132,498	△379	△3,329	128,789	9,087,367
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△60,394
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					403,345
自 己 株 式 の 取 得					△295
自 己 株 式 の 処 分					29,677
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△125,703	911	△2,492	△127,285	△127,285
連結会計年度中の変動額合計	△125,703	911	△2,492	△127,285	245,047
当 期 末 残 高	6,794	531	△5,822	1,504	9,332,415

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 八幸通商株式会社
マナック（上海）貿易有限公司

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 エムシーサービス株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
該当はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称 エムシーサービス株式会社（非連結子会社）
ヨード・ファインケム株式会社（関連会社）
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、八幸通商株式会社の決算日は3月31日、マナック（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、マナック（上海）貿易有限公司については、3月31日を決算日とみなした仮決算に基づく計算書類を使用しております。

八幸通商株式会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

- ・時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・評価基準

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・評価方法

月次総平均法（但し、貯蔵品は最終仕入原価法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 25～31年

機械装置 5～8年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく2007年6月末要支給額を計上しております。

従来、連結計算書類作成会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上してはりましたが、2007年5月の取締役会で、2007年6月26日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。

なお、同株主総会終了後引き続き在任する取締役及び監査役に対する支払の時期は、取締役又は監査役の退任時とすることが同株主総会で決議されました。

従って、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している連結計算書類作成会社の役員に対する支出予定額であります。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引（売上債権・仕入債務）、借入金の利息デリバティブ取引は、リスクヘッジ目的のみで使用することとし、投機的な取引は行わない方針としております。

ハ. ヘッジ方針

二. ヘッジの有効性評価

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「助成金」は80千円であります。

また、前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「業務受託料」(当連結会計年度は727千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 11,566,136千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 8,625千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,164千円
- ・1株当たり配当額 5.0円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月7日

ロ. 2019年11月1日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 20,229千円
- ・1株当たり配当額 2.5円
- ・基準日 2019年9月30日
- ・効力発生日 2019年11月22日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年4月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 60,687千円
- ・1株当たり配当額 7.5円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月9日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外取引先等への販売により生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券及び金銭の信託については、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、短期運転資金及び設備投資資金として調達したものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。このうち、一部については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〔(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項②重要なヘッジ会計の方法〕をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、事業部門と管理部門が共同して取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用については、高格付を有する金融機関との取引に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対して金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券及び金銭の信託については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた要綱に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社においても、外貨建て営業債権債務、投資有価証券、デリバティブ取引について、当社に準じて、市場リスクの管理を行っております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）3参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 預金	1,075,470	1,075,470	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,521,882	3,521,882	－
(3) 投資有価証券	1,238,690	1,238,690	－
(4) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	－
資産計	7,136,043	7,136,043	－
(1) 買掛金	1,694,925	1,694,925	－
(2) 短期借入金	295,812	295,812	－
(3) 未払法人税等	89,479	89,479	－
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)(注)1	112,832	112,507	△324
負債計	2,193,048	2,192,723	△324
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 長期借入金は、連結貸借対照表の短期借入金に含めて計上した、1年内返済予定の長期借入金(93,302千円)を含んでおります。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 金銭の信託

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

変動金利分については、短期間で市場金利を反映し、また当社及び連結子会社の信用状態は借入実施後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっております。

固定金利分については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額又は契約に定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	79,571	－	802
	買建 米ドル	買掛金	19,954	－	△39
合計			99,526	－	762

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	該当時価の算出方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	9,982	－	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	371,852

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,153円34銭
 (2) 1株当たり当期純利益 49円95銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,407,305	流 動 負 債	2,543,928
現金及び預金	807,059	買掛金	1,452,218
受取手形	319,876	未払金	315,989
売掛金	3,000,031	未払費用	76,023
金銭の信託	1,300,000	未払法人税等	88,323
商品及び製品	1,134,836	賞与引当金	149,484
仕掛品	361,032	設備未払金	417,868
原材料及び貯蔵品	424,554	その他の	44,021
前払費用	29,791	固 定 負 債	98,373
その他	33,125	役員退職慰労引当金	54,729
貸倒引当金	△3,002	その他	43,644
固 定 資 産	4,570,658	負 債 合 計	2,642,301
有 形 固 定 資 産	2,264,714	純 資 産 の 部	
建物	508,380	株 主 資 本	9,329,900
構築物	21,320	資 本 金	1,757,500
機械装置	454,810	資 本 剰 余 金	1,953,160
車両運搬具	0	資 本 準 備 金	1,953,160
工具器具備品	132,954	利 益 剰 余 金	5,839,509
土地	827,367	利 益 準 備 金	149,651
建設仮勘定	319,881	その他利益剰余金	5,689,858
無 形 固 定 資 産	259,780	配当準備積立金	24,830
投 資 そ の 他 の 資 産	2,046,163	研究開発積立金	400,000
投資有価証券	1,506,017	工場移転積立金	150,000
関係会社株式	311,691	固定資産圧縮積立金	19,176
敷金・保証金	52,031	別 途 積 立 金	3,675,000
繰延税金資産	93,462	繰越利益剰余金	1,420,851
その他	83,559	自 己 株 式	△220,268
貸倒引当金	△600	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,761
資 産 合 計	11,977,964	その他有価証券評価差額金	5,761
		純 資 産 合 計	9,335,662
		負 債 純 資 産 合 計	11,977,964

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,149,810
売上原価		6,309,672
売上総利益		1,840,137
販売費及び一般管理費		1,380,588
営業利益		459,549
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	101,325	
助成金	22,003	
その他	30,318	153,646
営業外費用		
支払利息	36	
為替差損	80	
その他	2,879	2,995
経常利益		610,200
特別利益		
投資有価証券売却益	7,334	7,334
特別損失		
固定資産除却損	2,617	
投資有価証券売却損	3,296	
投資有価証券評価損	86,745	92,659
税引前当期純利益		524,875
法人税、住民税及び事業税	130,229	
法人税等調整額	△24,622	105,607
当期純利益		419,268

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	1,757,500	1,947,850	149,651	5,330,984	5,480,635	△244,339	8,941,645	132,232	9,073,877
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△60,394	△60,394		△60,394		△60,394
当期純利益				419,268	419,268		419,268		419,268
固定資産圧縮 積立金の積立				-	-		-		-
固定資産圧縮 積立金の取崩				-	-		-		-
自己株式の取得						△295	△295		△295
自己株式の処分		5,310				24,367	29,677		29,677
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								△126,470	△126,470
事業年度中の変動額合計	-	5,310	-	358,873	358,873	24,072	388,255	△126,470	261,785
当 期 末 残 高	1,757,500	1,953,160	149,651	5,689,858	5,839,509	△220,268	9,329,900	5,761	9,335,662

その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配 当 準 備 金 積 立 金	研 究 開 発 金 積 立 金	工 場 移 転 金 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	24,830	400,000	150,000	5,364	3,675,000	1,075,788	5,330,984
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△60,394	△60,394
当期純利益						419,268	419,268
固定資産圧縮 積立金の積立				22,003		△22,003	-
固定資産圧縮 積立金の取崩				△8,191		8,191	-
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	13,812	-	345,062	358,873
当 期 末 残 高	24,830	400,000	150,000	19,176	3,675,000	1,420,851	5,689,858

(注) 記載金額は千円未満切捨てにより表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 評価基準 原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・ 評価方法 月次総平均法（但し、貯蔵品は最終仕入原価法）を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
 - (リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 25～31年
機械装置 5～8年
 - ② 無形固定資産
 - (リース資産を除く)
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
 - ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく2007年6月末要支給額を計上しております。

従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、2007年5月の取締役会で、2007年6月26日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。

なお、同株主総会終了後引き続き在任する取締役及び監査役に対する支払の時期は、取締役又は監査役の退任時とすることが同株主総会で決議されました。

従って、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支出予定額であります。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引(売上債権・仕入債務)

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引は、リスクヘッジ目的のみで使用することとし、投機的な取引は行わない方針としております。

ニ. ヘッジの有効性の評価

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。

但し、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「助成金」は80千円であります。

また、前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「業務受託料」(当事業年度は727千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10,989,106千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	170,549千円
短期金銭債務	804,155千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	906,126千円
仕入高	2,669,220千円
原材料有償支給高	130,735千円
営業取引以外の取引高（収益）	61,358千円
営業取引以外の取引高（費用）	59,546千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	533千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	16,140千円
未払社会保険料	6,836千円
賞与引当金	45,532千円
投資有価証券評価損	11,205千円
確定拠出掛金	929千円
役員退職慰労引当金	16,670千円
株式報酬前払費用	6,779千円
その他	30,781千円
繰延税金資産小計	134,876千円
評価性引当額	△30,490千円
繰延税金資産合計	104,386千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△8,399千円
その他有価証券評価差額金	△2,523千円
繰延税金負債合計	△10,923千円
繰延税金資産の純額	93,462千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主	東ソー(株)	55,173	石油化学製品の製造、販売	所有 直接 0.1 被所有 直接 20.0 間接 0.5	東ソー(株)製品等の購入	原材料等の購入	2,084,756	買掛金	689,502

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	八幸通商(株)	20	化学品の製造販売	所有 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	603,099	売掛金	140,464
					八幸通商(株)製品等の購入	原材料等の購入	76,363	買掛金	3,827
					配当金受取 役員の兼任	受取配当金	60,000		
子会社	エムシーサービス(株)	10	倉庫の賃貸	所有 直接 100.0	倉庫の賃貸	倉庫賃料の支払	26,400	未払金	4,243
子会社	マナック(上海)貿易有限公司	61	中国国内における化学品の輸出入	所有 直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	82,330	売掛金	-
					業務の委託 役員の兼任	業務委託料の支払	22,640	未払金	-

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(該当会社等の子会社を含む)	光和物産(株) (注) 3	40	建設資材の販売、情報機器システムの開発及び販売	被所有 直接 1.5	光和物産(株)商品等の購入 役員の兼任	原材料等の購入	8,907	買掛金 未払金	2,067 1,057

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 製品の販売及び商品、製品、原材料等の購入については、市場価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
- (2) 資金貸付等その他の取引については、一般的取引条件や市況等を参考とし、先方と交渉のうえ決定しております。
3. 当社取締役（監査等委員）内海康仁及びその近親者が議決権の72.8%を直接所有しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,153円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 51円92銭 |

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

マナック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中原 晃 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平岡 康 治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マナック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マナック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

マナック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中原 晃 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平岡 康 治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マナック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

マナック株式会社監査等委員会

監査等委員 杉之原 誠 ㊞

監査等委員 内海 康仁 ㊞

監査等委員 本田 祐二 ㊞

監査等委員 豊田 基嗣 ㊞

(注) 監査等委員 内海康仁、本田祐二及び豊田基嗣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問委員会の答申を経ております。

監査等委員である取締役以外の取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 すぎの はら しゅう じ 杉 之 原 祥 二 (1949年12月5日生)	1973年4月 当社入社 1990年6月 当社取締役 1997年4月 当社取締役営業本部長 1998年6月 当社常務取締役営業本部長 2001年6月 当社代表取締役常務事業本部統括 2003年6月 当社代表取締役専務 2006年4月 当社代表取締役社長 2009年4月 八幸通商(株)代表取締役社長 2013年6月 同社代表取締役会長 2018年4月 当社代表取締役会長(現任)	257,426株
取締役候補者 とした理由	長年にわたり当社グループの経営を担い、グループ全体を牽引してきた実績と経営全般における豊富な経験を有しており、それらを活かして取締役会の更なる機能強化及び当社グループの今後の成長・発展に資するため、取締役候補者といたしました。	

氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	むら た こう や 村 田 耕 也 (1953年5月15日生)	1976年4月 当社入社 2000年6月 当社取締役営業本部副本部長 2001年4月 当社取締役事業本部長 2009年4月 当社常務取締役 福山工場長 購買、環境品質 保証部門管掌 医薬・ヨード・HS 関与 2013年6月 当社常務取締役 社長室長 海外企画開発部門管掌 八幸通商(株)代表取締役社長 2015年3月 当社常務取締役 事業統括 社長室長 八幸通商(株)代表取締役 2016年6月 当社専務取締役 事業統括 2017年4月 当社専務取締役 ケミカル・ソリューション 事業部担当 兼 研究所、マナック(上海) 貿 易有限公司管掌 兼 購買統括 2018年4月 当社代表取締役社長(現任)	75,836株
取締役候補者 とした理由		当社グループの事業内容を熟知し、グループ全体の経営に関する豊富な知識・経験を有しており、取締役会の更なる機能強化及び当社グループの今後の成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。	
氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	こ ばやし かず まさ 小 林 和 正 (1956年9月14日生)	1985年4月 東洋曹達工業(株)(現 東ソー(株)) 入社 2006年6月 同社 南陽事業所 塩ビ製造部長 2010年6月 同社 技術センター プロセス開発室長 2012年6月 東ソー・ファインケム(株) 兼 東ソー・エフテ ック(株) 兼 東ソー有機化学(株) (出向) 2016年5月 東ソー(株) 理事 東ソー・ファインケム(株)取締役 兼 東ソー・ エフテック(株)取締役 兼 東ソー有機化学(株)取 締役 2016年6月 当社代表取締役専務 福山総代表 兼 エムシ ーサービス(株)関与 2018年6月 当社代表取締役専務 福山総代表 兼 環境品 質保証室担当 兼 製造部門関与(現任)	7,400株
取締役候補者 とした理由		同業他社においてファインケミカル事業に従事した経験等を有し、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4 ち ぐさ たく や 千 種 塚 也 (1957年11月25日生)	<p>1980年4月 三菱商事(株)入社 紙・包装資材部</p> <p>1993年1月 同社 シンガポール支店 資材部長</p> <p>1997年10月 (株)エム・シー・ピー 情報用紙部長 (出向)</p> <p>2000年4月 三菱商事(株) 紙・包装資材ユニット 紙製品チームリーダー</p> <p>2002年1月 三菱製紙販売(株) 開発部担当役員付 (出向)</p> <p>2002年12月 三菱商事(上海)有限公司 資材事業部長 (出向)</p> <p>2010年4月 三菱製紙販売(株) 本店直需一部長 (出向)</p> <p>2012年6月 同社 社長室長</p> <p>2013年6月 同社 執行役員社長室長 当社取締役</p> <p>2015年6月 三菱製紙販売(株) 執行役員直需三部・大阪直需三部・直需四部・大阪直需四部担当 当社取締役 (監査等委員)</p> <p>2016年6月 当社常務取締役 社長室長 兼 管理部長</p> <p>2017年4月 当社常務取締役 社長室長 兼 管理部長 兼 臭素・難燃ソリューション事業部管掌</p> <p>2018年6月 当社常務取締役 社長室長 兼 管理部長 兼 臭素・難燃ソリューション事業部関与 八幸通商(株)取締役 (現任)</p> <p>2019年4月 当社常務取締役 社長室長 兼 臭素・難燃ソリューション事業部関与 兼 IOT推進担当</p> <p>2019年6月 当社常務取締役 社長室長 兼 ケミカル・ソリューション事業部関与 兼 臭素・難燃ソリューション事業部 (現 マテリアル・ソリューション事業部) 関与 兼 IOT推進担当 (現任)</p>	17,100株
取締役候補者 とした理由	他社において多様な事業に従事した経験等を有し、国内及び海外における事業に精通しており、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者としたしました。	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5 おおむらもとひろ 大村元宏 (1959年4月24日生)	1986年4月 当社入社 2003年4月 当社経営管理本部財務管理部長 2008年4月 当社事業管理室長 2010年4月 当社監査室長 2011年4月 当社管理部総務グループリーダー 兼 総合企画室人事グループリーダー 2015年4月 当社海外企画開発室部長 2016年3月 マナック(上海) 貿易有限公司董事長(出向) 2018年6月 当社取締役 中国担当 兼 マナック(上海) 貿易有限公司董事長(出向) 2019年4月 当社取締役 管理部長 兼 マナック(上海) 貿易有限公司董事長 兼 購買部担当(現任)	23,500株
取締役候補者 とした理由	当社グループにおける事業部門、財務・人事部門等の幅広い知識・経験、またマナック(上海) 貿易有限公司の董事長として海外での企業経営の経験を有し、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6 かめぎきたかひこ 亀崎尊彦 (1963年8月1日生)	1986年4月 東洋曹達工業(株)(現 東ソー(株)) 入社 1990年6月 同社 ゴム事業部 ゴム営業部 ゴム課 1995年12月 同社 国際事業室 1996年2月 TOSOH EUROPE B.V. (出向) 2002年11月 東ソー(株) 有機化成品事業部 臭素・有機中間体部 2010年6月 同社 オレフィン事業部 営業部 2011年6月 P.T.Standard Toyo Polymer (出向) 2015年6月 東ソー(株) ポリマー事業部 機能性ポリマー部長 2019年6月 当社取締役(現任) 東ソー(株) 執行役員 有機化成品事業部長 兼 企画開発室長(現任)	一株
社外取締役候補者 とした理由	客観的・中立的経営思考の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくのに適任と考え、社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 亀崎尊彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者 亀崎尊彦氏は東ソー(株)の執行役員 有機化成品事業部長 兼 企画開発室長を兼務しており、当社は同社との間に商品及び原材料の仕入、製品販売等の取引関係があります。
4. 亀崎尊彦氏は、現在、当社の監査等委員である取締役以外の社外取締役であります。同氏の監査等委員である取締役以外の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、亀崎尊彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。亀崎尊彦氏が本総会において原案どおり社外取締役に再任されますと、当社は、同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項の最低責任限度額とする内容であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役豊田基嗣氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問委員会の答申を経ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
とよ 豊 田 基 嗣 (1967年1月29日生)	1990年4月 住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社 1997年10月 青山監査法人 (プライスウォーターハウ ス) 入所 2008年1月 豊田公認会計士事務所代表 (現任) 2008年9月 (株)サニーサイドアップ社外監査役 2014年5月 (株)ブルーフィールドコンサルティング代表 取締役 (現任) 2017年9月 (株)サニーサイドアップ社外取締役 (監査等 委員) (現任) 2018年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2019年6月 アシードホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)	1,000株
社外取締役候補者 とした理由	公認会計士としての豊富な知識・経験を活かし、客観的・中立的経営思考の 観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を 行っていただくことにより、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上 に対する貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者とい たしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 豊田基嗣氏は、社外取締役候補者であります。
3. 豊田基嗣氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 当社は、豊田基嗣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。豊田基嗣氏が本総会において原案どおり監査等委員である社外取締役役に再任されますと、当社は、同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
その契約の概要は、次のとおりであります。
会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項の最低責任限度額とする内容であります。
5. 当社は、豊田基嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額改定の件

当社は2019年6月24日開催の第74回定時株主総会において第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」という。）取締役に対し当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

今般、当初決議の内容を下記のとおり一部改定し、取締役に対し譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を増額することをお願いするものであります。なお、本改定は、2019年5月10日に策定しました中期計画の進捗状況、当社の株価推移等を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の監査等委員である取締役以外の取締役は6名（うち社外取締役1名）、当社の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

記

（改定内容）

当社の取締役報酬等の額は、2015年6月24日開催の当社第70回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額については年額160百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内）及び当社の監査等委員である取締役の報酬等の額については年額24百万円以内としてご承認をいただいております。

さらに、当初決議において、上記の報酬枠とは別枠として、本制度に基づき支給する金銭報酬債権の総額を、当社の監査等委員である取締役以外の取締役については年額32百万円以内（うち社外取締役160万円以内）及び当社の監査等委員である取締役については年額480万円以内として設定する旨をご承認をいただいております。

取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の譲渡制限付株式の割当てを受けることとなりますが、本制度に基づき取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額につき当初決議より増額し、当社の監査等委員である取締役以外の取締役については年額64百万円以内（うち社外取締役320万円以内）及び当社の監査等委員である取締役については年額960万円以内と改定させていただきたく存じます。

また、上記に対する当社取締役会での決議は、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会での審議結果を踏まえた上で行っております。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

なお、本制度により取締役割り当てる譲渡制限付株式の総数は、従前と同じく、当社の監査等委員である取締役以外の取締役に対して6万株（うち社外取締役3千株）及び当社の監査等委員である取締役に対して1万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数を上限とすることに変更はありません（なお、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合など株式の総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。）。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間「中」
電話 084-922-2121 (代表)



●交通のご案内

- J R 「福山駅」南口から徒歩1分
- 山陽自動車道「福山東」I.C.から15分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。